

産業廃棄物基礎知識問題

所属部署： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_

1. 産業廃棄物は事業活動に伴って生じた廃棄物で、20種類に分類されている。
2. 「大根の葉っぱ」が廃棄物として排出される場合、漬物製造工場から排出される場合は産業廃棄物の「動植物性残さ」に該当し、スーパーマーケットから排出される場合は、事業系一般廃棄物に該当する。
3. 一般廃棄物であっても、産業廃棄物であっても、収集運搬できる廃棄物の種類は、許可を受けている廃棄物でなければ運搬することはできない。
4. 産業廃棄物の運搬を行おうとする者は、その担当区域を管轄する市町村長の収集運搬業許可を受けなければならない。
5. 産業廃棄物収集運搬業許可は、政令で定める期間である5年ごとに更新を受けなければならない。
6. 産業廃棄物の収集運搬許可車両には、運搬車両である旨その他事項を車両の両側面の見やすい場所に表示するとともに、許可証の写しを備え置かなければならない。
7. 産業廃棄物を運搬する時には、飛散防止の為にシートをかける等の対策を施して運搬しなければならない。
8. 産業廃棄物収集運搬業の許可を持っていれば、廃棄物を積み替え保管することができる。
9. 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、その担当区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。
10. 廃プラスチック類の破砕処理施設で、1日の破砕能力が10トンをこえる施設については、産業廃棄物処理施設を設置する場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可を受けなければならない。

- 1 1. 産業廃棄物処理施設を設置するときは、廃棄物処理法に基づく許可を取得する必要があるほか、条例に基づく住民との合意形成や建築基準法に基づく許可取得などの手続きが必要で、計画から設置までに多くの時間と労力を要する。
- 1 2. 産業廃棄物処分業の許可は、処分の方法、廃棄物の種類を定めていないので、どんな廃棄物、処理方法を行っても、処分業許可さえ取得していれば、違反行為にはならない。
- 1 3. リサイクル可能な廃プラスチックにあつては、排出事業者から処理料金を徴収して破碎処理を行っても、産業廃棄物処分業の許可は不要である。
- 1 4. 産業廃棄物処理施設内に搬入した受託廃棄物を、中間処理することなく分別のみで外部に処理を委託しても、当該廃棄物がリサイクルされる場合は法律違反ではない。
- 1 5. 産業廃棄物を、建物内で処理を行う場合には、廃棄物の飛散又は騒音、振動、悪臭等で周辺環境に影響を与えないようにすることを考慮する必要はない。
- 1 6. がれき類・ガラス陶磁器くず及びコンクリートくずの破碎処分の許可を有する工場であれば、廃スレート、サイディング等の石綿含有産業廃棄物を処理施設内に搬入し破碎処分することができる。
- 1 7. 産業廃棄物の運搬又は処分を受託する場合に、産業廃棄物処理業者は排出事業者から「産業廃棄物管理票」の交付を受けなければ、処理を受託することができない。
- 1 8. 産業廃棄物管理票の事務処理の期限は決められていないので、運搬業者、処分業者の都合で返却すれば良い。
- 1 9. 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、法律に違反したときの罰則が定められているが、違反の程度が比較的軽い30万円以下の罰金の場合は、産業廃棄物に係る許可の取り消し処分を免れることができる。
- 2 0. 全国で排出される産業廃棄物のうち、約30%が埋立処分されている現状にある。埋立処分場の残容量には、まだまだ余裕があるので廃棄物のリサイクルには、さほど気を使わなくても良い。